

入札公告（電子入札）

建設工事条件付き一般競争入札（電子入札8件）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び筑西市契約規則（平成17年市規則第42号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年10月8日

筑西市長職務代理者

筑西市副市長 菊池 雅裕

1 入札対象工事

工事名、工事概要等 別紙「筑西市建設工事条件付き一般競争入札（電子入札）に関する概要」（以下「別紙概要」という。）のとおり

2 入札参加形態

単体によるものとする。

3 入札参加資格（共通事項）

この入札の参加資格は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 筑西市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成17年市告示第6号）第5条第1項の規定に基づき調製した令和7年度名簿（公告日現在）に登録されている者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可のうち、本件入札に係る工事（以下「本件工事」という。）に要するものを有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる一般競争入札に参加させることができない者に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる事項に該当する者として筑西市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 筑西市暴力団排除条例（平成24年市条例第1号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 入札を執行する日において、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱（平成17年市告示第13号）の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 本件工事において、建設業法第19条の2に規定する現場代理人を配置できる者であること。
- (9) 建設業法第26条の規定に基づき、国家資格を有する等、主任技術者又は監理技術者になり得る者を適正に配置できる者であること。この場合において、同条の規定による当該技術者の配置要件で専任を必要とする工事にあっては、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。（建設業許可における営業所の専任技術者である者及び経営業務の管理責任者である者を除く。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか別紙概要に記された入札参加条件を、公告日現在において満たす者であること。

4 入札参加申請等

- (1) 入札方法は、電子入札システム（以下「システム」という。）を使用して行うこと。
- (2) 入札参加申請は、別紙概要に記された期間内にシステムにより行い、添付ファイルにある申請時添付書類（押印不要）を作成のうえ、添付すること。ただし、ICカードの再取得及びシステム障害等により電子入札の参加が難しい場合は、上記の期間内に、紙入札方式参加承諾願（ホームページ→特設ページ・事業者向け→電子入札からダウンロード可）を持参して提出すること。

5 設計図書の閲覧、貸与等

- (1) 設計図書は、入札情報サービス（以下「PPI」という。）によりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。URL <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>
- (2) 書面による設計図書の閲覧又は貸与を希望する場合は次により行う。
- ① 期間 公告日から開札日前日の午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ② 場所 筑西市役所本庁舎（スピカビル）4階 総務部契約検査課
- ③ 貸与 貸与は、原則として1回を限度とし、貸与期間は1日とする。
- (3) 設計図書等に対する質問がある場合は、別紙概要に記された期日までに、システムにより提出すること。ただし、ICカードの再取得及びシステム障害等によりシステムによる質問の提出が難しい場合は、紙媒体での提出を認めることとする。
- (4) 前号の質問に対する回答は、令和7年10月21日（火）までにシステムにより行うものとする。ただし、紙媒体で提出された質問に対する回答は、上記期日までにPPIにより行うものとする。

- (5) 前号の回答をもって、設計図書等を加筆修正したものとみなす。

6 現場説明会

現場説明会は、行わない。

7 入札の方法

- (1) 入札書は、別紙概要に記された期間内にシステムにより提出すること。ただし、紙入札方式による承諾を受けている場合は、くじ番号を記載した入札書（ホームページ→特設ページ・事業者向け→電子入札からダウンロード可）その他の提出書類を郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）して提出すること。（入札書を郵送で提出する場合は、上記の期間内（期限）必着とし、当該期限までに到着しない場合は、失格とする。）
- (2) 入札書提出期限当日におけるシステムの故障等やむを得ない事情がある場合は、市長の指示により行うものとする。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、筑西市契約規則その他の法令等の規定を順守し、かつ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をしないこと。
- (4) 契約金額は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、入札書には、消費税に係る課税事業者であるか否かにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は延期するものとする。
- (7) 落札者がいないときは、入札を中止し、不調とする。
- (8) 最低制限価格を設定する場合は、別紙概要に記載する。

8 工事費内訳書の提出

- (1) 入札者は、入札に際し、入札金額に対応した工事費内訳書（押印不要）を提出すること。
- (2) 工事費内訳書は、所定（案件ごとに添付ファイル掲載）のものを使用すること。
- (3) 工事費内訳書の提出期限は、入札書の提出期限と同日とし、原則として、システムによる電子ファイルの提出とする。ただし、郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による提出も認めるものとする。（当該工事費内訳書を郵送で提出する場合は、上記の入札書提出期限までの必着とし、当該期限までに到着しない場合は、無効とする。）

9 開札執行の日時及び場所

- (1) 日時 別紙概要のとおり

(2) 場所 筑西市役所本庁舎（スピカビル）4階 総務部契約検査課

1.0 落札候補者等の決定方法

- (1) 開札後、予定価格以下の最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格以下、かつ、最低制限価格以上の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同額の者が2以上あるときは、システムのくじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。

1.1 落札候補者の資格審査書類

- (1) 落札候補者は、開札終了後、次の入札参加資格審査書類を持参して提出すること。
 - ① 筑西市建設工事条件付き一般競争入札参加資格確認申請書
 - ② 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
 - ③ 専任の主任技術者又は監理技術者の資格証の写し等
 - ④ 技術職員名簿の写し（県土木部監理課の受付印のあるもの）又は技術者の引き続き3月以上の雇用関係を確認できる次のいずれかの書類
 - ア 健康保険被保険者証の写し
 - イ その他引き続き3月以上の雇用関係にあることを証明できる書類
 - ⑤ 入札参加資格条件において施工実績を必要としている場合は、これを証明する書類（契約書の写し等）
- (2) 前号の書類の提出期限等は、次のとおりとする。
 - ① 提出期限等 令和7年10月24日（金）午後5時までに、原則として持参にて提出（やむを得ず郵送により提出する者又は次順位者であった者の提出期限は、別に指定する。）
 - ② 提出先 筑西市役所本庁舎（スピカビル）4階 総務部契約検査課
- (3) 第1号の資格審査書類は、落札候補者の負担により作成し、提出された審査書類は、返却しない。

1.2 落札者の決定方法

- (1) 入札参加資格審査書類により、落札候補者について入札参加資格の審査を行う。
- (2) 入札参加資格審査の結果により、落札候補者に入札参加資格があると認めるときは、当該候補者を落札者とする。
- (3) 入札参加資格審査の結果により、落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、次順位者を落札候補者とし、当該候補者について改めて入札参加資格の審査を行う。この審査は落札

者が決定するまで行う。

1 3 入札の無効

次の各号のいずれかの場合に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があった場合
- (2) この公告の規定及び別紙概要による競争参加資格を有しない者が入札をした場合
- (3) 工事費内訳書の提出をせずに入札をした場合
- (4) 工事費内訳書に記載された金額と入札書に記載された金額が異なる場合
- (5) 市長の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札をした場合
- (6) 同一の工事においてシステムによる入札と紙入札を重複して行った場合
- (7) 入札参加者本人又は第三者によるものにかかわらず、不正の手段により改ざんされた事項を含む場合
- (8) 入札書に記載した金額その他必要事項が確認し難い場合（紙入札の場合に限る。）
- (9) 入札書に記名押印のない場合（紙入札の場合に限る。）
- (10) 指定の日時までに入札書が到達しない場合（紙入札の場合に限る。）
- (11) 入札書を2通以上提出した場合（紙入札の場合に限る。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか入札の条件に違反して入札した場合

1 4 入札保証金

免除する。

1 5 契約保証金

落札者は、次に掲げるいずれかの保証を付すること。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の納付
- (3) 金融機関又は保証事業会社の保証
- (4) 履行保証保険契約の締結
- (5) 公共工事履行保証証券による保証

1 6 支払

- (1) 前払金　　前払金保証事業会社と保証契約を締結した場合に限り、請負代金の4割以内において請求することができる。
- (2) 中間前払金　　中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求することができる。
- (3) 部分払　　出来高に相当する金額の9割以内において請求することができる。

1 7 その他

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が義務付けられた工事である場合は、適正に実施すること。
- (2) 入札に参加した者は、入札後において、公告、設計図書、契約書案、現場等の不明を理由として異議を申し立てることができない。

1 8 その他詳細についての問合せ先

筑西市役所 総務部契約検査課

住所 〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地

電話 0296-24-2111(代) 内線 4237、4238

ファックス番号 0296-22-0529

e-mail keiyaku@city.chikusei.lg.jp